



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成25年8月号

8月の生活ホットニュース

精神障害の労災認定件数が過去最多に！

◆脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

厚生労働省が、平成24年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を発表しました。これは、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況についてまとめたものです。

くも膜下出血などの「脳血管疾患」や、心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事の原因で発症する場合があります、これにより死亡した場合は「過労死」とも呼ばれています。

◆精神障害の労災認定件数が過去最多に

今回注目すべきは、精神障害の労災申請自体は前年より若干少なくなりました(1,257件)が、**労災認定件数が475件(前年度比150件増)**となり、**過去最多**となったことです。

その内容を見ると、昨今、行政による是正指導でも多く指摘されている事項が並んでいます。

業種別では、**製造業や卸・小売業、運輸業、医療・福祉**といった業種が多くなっています。

◆仕事量・内容の変化、嫌がらせ・いじめに注意

次に、出来事別に支給決定件数をみると、**(1)仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった、(2)(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた、(3)悲惨な事故や災害の体験、目撃をした、の順に**多くなっています。

また、増加件数としては、**(1)1カ月に80時間以上の時間外労働を行った(前年度比29件増)、(2)(重度の)病気やケガをした(同27件増)、(3)上司と**

のトラブルがあった(同19件増)、(4)セクシュアルハラスメントを受けた(同18件増)、(5)(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(同15件増)の順に多くなっています。

◆重要な労働時間の管理

「1カ月に80時間以上の時間外労働を行った」という部分については、脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1カ月平均)別支給決定件数をみても、飛躍的に発症件数が増えてくるところですので、会社の労働時間の管理が非常に重要であることがわかります。

時間外労働が多いと睡眠不足など体調の管理も難しくなり、こうした労災の発生につながって来るとも考えられます。

暑い時期になり、熱中症が例年になく多く発生しています。労働時間の適切な管理が重要課題です。

「男女共同参画白書」にみる

女性の就労の実態

◆女性の就業の現状、管理職の割合

政府が6月下旬に閣議決定した「平成25年版 男女共同参画白書」の内容が公表されました。

平成24年における全就業者に占める女性の割合は42.3%で、海外主要国と比べて大きな差は見られませんでした。

しかし、**管理職における女性の割合は、近年は増加傾向にあるものの11.1%**となっており、欧米諸国のほか、アジア諸国(フィリピン52.7%、シンガポール34.3%、マレーシア25.0%等)と比較しても**低い水準**にとどまっています。また、正規雇用者:非正規雇用者の数は、男性では約2,581万人:約566万人

であるのに対し、女性では約 1, 128 万人:約 1, 247 万人となっています。

◆ライフイベントによる就業形態の変化

結婚前に仕事をしていた女性(農林漁業を除く)のうち、27.7%の人が「結婚」を機に、36.0%の人が「第1子出産」を機に、それぞれ離職していました。

また、「介護・看護」を理由に前職を離職した人は、完全失業者約 263 万人のうち男性では約2万人、女性では約3万人であり、非労働力人口約 3, 232 万人のうち男性では約 13 万人、女性では約 88 万人と、いずれも女性のほうが多くなっています。

平成24年の「団体交渉」「労働争議」 (厚生労働省調査)

◆5年ごとの調査

厚生労働省では、労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手続き等の状況を明らかにすることを目的として、5年ごとに「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を行っています。このほど、平成24年の結果が公表されました。

調査の対象は、民営事業所における労働組合員数規模30人以上の労働組合(単位組織組合ならびに単一組織組合の支部等の単位扱組合および本部組合)です。

◆団体交渉の状況

調査は、平成24年6月30日現在の状況について同年7月に調査を行い、4, 891労働組合のうち3, 147労働組合から有効回答が得られました(有効回答率64.3%)。

団体交渉(以下、「団交」という)を行った労働組合

は66.6%(前回69.5%)で、団交を行った労働組合のうち1回平均の所要時間は「1時間未満」が23.5%(前回19.6%)、「1~2時間未満」が49.0%(前回54.2%)でした。

◆労使間の話合いの状況は?

団交を行った事項のうち割合が多かった事項のベスト3は次の通りです。

- (1)「賃金額の改定」52.8%
- (2)「賃金制度」37.9%
- (3)「所定外・休日労働」24.1%

また、労使協議機関で話合いを行った事項のうち割合が多かった事項のベスト3は次の通りです。

- (1)「職場環境」44.7%
- (2)「健康管理」41.7%
- (3)「所定外・休日労働」37.4%

なお、「正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の労働条件」について話合いを行った労働組合は30.1%(前回27.7%)でした。

◆労働争議の状況は?

労働争議があった労働組合は3.7%(前回5.4%)で、労働争議があった労働組合のうち、ストライキなどの争議行為があった労働組合は75.6%(前回87.8%)でした。

当事務所 お盆休みのお知らせ
お盆休み…8月14日(水)~16日(金)

※8月19日(月)より通常通りとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

賞与からの社会保険料・雇用保険料の控除のしかた (料率にご注意ください!)

●社会保険料の控除額は下記の計算式で算出してください

標準賞与額×社会保険料率(健康保険・厚生年金保険)

◎標準賞与額=賞与総額から1,000円未満を切り捨てた額。健康保険は年間540万円・厚生年金保険は1ヵ月150万円が上限

※健康保険料……介護保険に該当する人(40歳以上65歳未満の人)=1,000分の57.65

介護保険に該当しない人(上記以外の人)=1,000分の49.9

※厚生年金保険料…1,000分の83.83

●雇用保険料の控除額は下記の計算式で算出してください

賞与の総支給額×雇用保険料率

※雇用保険料率→一般の事業……1,000分の5 土木・建築他の事業……1,000分の6

◎被保険者負担分に1円未満の端数が生じた場合は、端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合切り上げとなります